



# 長野県報

2月1日(木)  
平成30年  
(2018年)  
第2945号

## 目 次

### 告 示

保安林予定森林にする旨の通知（6件）（森林づくり推進課）	1
公共測量の実施（建設政策課）	3
河川法に基づく区域の指定及び関係図面の縦覧（河川課）	3
建築基準法に基づく確認を要しない区域の指定の解除（建築住宅課）	3
長野県収入証紙売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出（2件）（会計課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	3

### 公 告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	4
県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	5
保安林の皆伐面積の限度（森林づくり推進課）	5
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	5
開発行為に関する工事の完了（都市・まちづくり課）	6
特定調達契約に係る一般競争入札（会計課）	6



森林づくり推進課

### 長野県告示第49号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月1日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 保安林予定森林の所在場所

長野市鬼無里字矢下7972の5、7972の6、7972のニ

#### 2 指定の目的

かん水源の涵養

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 長野県告示第50号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月1日

長野県知事 阿部 守一

#### 1 保安林予定森林の所在場所

松本市反町1086、字又ノ尾1047の1、字長ノ尾1048の1、字猪皮1049のイの1

#### 2 指定の目的

土砂の流出の防備

#### 3 指定施業要件

##### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

##### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第51号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月1日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

伊那市西春近138、143の7、151、171の3、174の1、175の1、176の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び伊那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第52号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月1日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村四徳1120、1129の1、1129の2、1145の1、1145の2、1148

## 2 指定の目的

かん水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第53号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月1日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7603の1、7603の2、7604の1、7628の1、7628の6、7628の61、7628の66、7628の99、7628のト、7635の7から7635の11まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

## 長野県告示第54号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月1日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塙620、626の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 森林づくり推進課

**長野県告示第55号**

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成30年2月1日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

平成30年2月1日から平成30年3月31日まで

3 作業地域

中野市

建設政策課

**長野県告示第56号**

信濃川水系に係る指定区間の一級河川千曲川の飯山市大字一山字久保3204番2地先から同市同大字字北山3286番地先までについて、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項第3号の区域を次のように指定します。

その関係図面は、長野県建設部河川課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成30年2月1日

長野県知事 阿部 守一

次の図面の茶色で着色した部分に該当する土地の区域のうち、河川法第6条第1項第1号及び第2号の区域以外の区域

(図面省略)

河川課

**長野県告示第57号**

次の区域における建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項第4号の規定による確認を要しない区域の指定を、平成30年3月31日限り解除します。

平成30年2月1日

長野県知事 阿部 守一

小諸市大字山浦及び大字大久保

建築住宅課

**長野県告示第58号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成30年1月18日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

平成30年2月1日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新 御代田町	北佐久郡御代田町 大字御代田2464番 地2	北佐久郡御代田町 大字御代田2464番 地2 御代田町役場 会 計課
旧	北佐久郡御代田町 大字御代田2464番 地2	北佐久郡御代田町 大字御代田2464番 地2 御代田町役場 会 計室

会計課

**長野県告示第59号**

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第15条第1項の規定により、平成30年1月22日、次のとおり売りさばき人の氏名（名称）等の変更の届出がありました。

平成30年2月1日

長野県知事 阿部 守一

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
新 長崎 伸	安曇野市豊科4892 番地 (有)野田園	安曇野市豊科4892 番地 (有)野田園
旧 長崎 章	安曇野市豊科4892 番地	安曇野市豊科4892 番地 (有)野田園

会計課

**長野県佐久建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年2月15日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県佐久建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年2月1日

長野県佐久建設事務所長 坂下伸弘

- 1(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 諏訪白樺湖小諸線  
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市市町二丁目46番1地先から 小諸市与良町三丁目1916番2地先まで	旧	m 6.5~26.4	km 2.0634
小諸市市町二丁目46番1地先から 小諸市南町一丁目2431番5地先まで	新	m 7.5~28.4	km 1.0769

- 2(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 馬瀬口小諸線  
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市加増一丁目1417番1地先から 小諸市加増一丁目1418番4地先まで	旧	m 12.0~24.0	km 0.0210
小諸市加増一丁目1417番1地先から 小諸市与良町三丁目1916番2地先まで	新	m 12.0~26.4	km 0.2696

- 3(1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 八幡小諸線  
 (3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
小諸市丁479番2地先から 小諸市相生町一丁目139番3地先まで	旧	m 4.5~38.4	km 1.2683
同上	新	m 4.5~15.8	km 1.5847

道路管理課



## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成30年2月1日

長野県知事 阿部守一

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

J A信州うえだ国分産業団地

上田市国分80ほか

## 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

信州うえだ農業協同組合

上田市大手2-7-10

全国農業協同組合連合会

東京都千代田区大手町1-3-1

株式会社モリキ

飯山市南町13-3

三菱UFJリース株式会社

東京都千代田区丸の内1-5-1

ダイワロイヤル株式会社

東京都千代田区飯田橋3-13-1

## 3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
全国農業協同組合連合会	成清一臣	東京都千代田区大手町1-3-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
全国農業協同組合連合会	神出元一	東京都千代田区大手町1-3-1

## 4 変更した年月日

平成29年7月25日

## 5 届出年月日

平成30年1月23日

## 6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上田地域振興局商工観光課

## 7 縦覧の期間

平成30年2月1日から平成30年6月1日まで

## 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。